

丸光ケアサービス株式会社 一般事業主行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日までの 4 年間

2. 内容

目標 1： 年次有給休暇の取得日数を一人当たり 55%以上とする。

<対策>

- 令和 4 年 4 月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和 5 年 4 月～ 計画的な取得に向けて管理者研修を行う
- 令和 5 年 10 月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定
- 令和 6 年 4 月～ 取得状況の取りまとめなどによる取得促進の社内キャンペーンを行う